

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月3日
【会社名】	株式会社カチタス
【英訳名】	KATITAS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新井 健資
【本店の所在の場所】	群馬県桐生市美原町4番2号
【電話番号】	0277-43-1033
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 横田 和仁
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目18番3号 新川中埜ビル4階
【電話番号】	03-5542-3882
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 横田 和仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2022年3月31日

(2) 当該事象の内容

当社は、関東信越国税局により、対象期間2020年3月期及び2021年3月期について税務調査が実施されております。現時点では、当該対象期間について税務当局より更正処分等を受けておりませんが、更正処分等を受ける可能性が高く、更正決定処分の金額が合理的に見積もられることから将来発生する損失について、2022年3月期の特別損失に消費税等差額2,385百万円及び当該消費税等差額に対する法人税等還付額646百万円を計上することといたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2022年3月期に以下のとおり特別損失として消費税等差額及び法人税等還付額を計上することといたしました。

(連結)

消費税等差額	2,385百万円
法人税等還付額	646百万円

(個別)

消費税等差額	2,385百万円
法人税等還付額	646百万円

以 上